

令和6年度愛知県「心の輪を広げる障害者理解促進事業」実施要領

1 趣旨

心の輪を広げる障害者理解促進事業実施要領（令和3年3月11日内閣府特命担当大臣決定）に基づき、障害者に対する県民の理解の促進を図るため、県民を対象に「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募する。

2 主催者

内閣府並びに愛知県

3 募集テーマ

(1) 心の輪を広げる体験作文

「出会い、ふれあい、心の輪 ―障害のある人となない人との心のふれあい体験を広げよう―
障害のある人となない人との心のふれあいの体験をつづったもの

(2) 障害者週間のポスター

「障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現」
障害のある人となない人の間の相互理解・交流を造形的表現で訴えるもの

4 応募資格

(1) 心の輪を広げる体験作文

小学生以上で、名古屋市を除く愛知県内に居住している人
(名古屋市に居住している方は、別途、市より市民に対し公募)

(2) 障害者週間のポスター

小学生及び中学生で、名古屋市を除く愛知県内に居住している人
(名古屋市に居住している方は、別途、市より市民に対し公募)

児童生徒について居住地と学校所在地が異なる場合は、学校所在地を基準として応募してよいものとする。

5 募集方法

令和6年度「心の輪を広げる障害者理解促進事業」の実施について（令和6年4月11日付け府政共第23号内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（障害者施策担当）依頼）の定めるところによる。

6 選考

(1) 応募作品は、愛知県に設ける審査委員会で審査する。

(2) 審査委員は、心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスターについて各2名、教育委員会特別支援教育課から推薦のあった者とする。

(3) 心の輪を広げる体験作文については、入賞作品を10編以内選定し、そのうち小学生部門、中学生部門及び高校生・一般市民部門の部門ごとに最優秀賞1編を選定する。

(4) 障害者週間のポスターについては、入賞作品を10点以内選定し、そのうち小学生部門、中学生部門の部門ごとに最優秀賞1点を選定する。

7 入賞作品の活用

(1) 各部門の最優秀賞作品は、愛知県推薦作品として内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（障害者施策担当）へ送付する。

(2) 心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスターの最優秀賞作品及び入賞作品は、公表することを前提とし、本人の同意のもと、障害福祉課のホームページに掲載するとともに、あいち人権センター等に掲示するなど啓発広報に活用する。

8 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。